

仕様書（案）

1 業務名

札幌未来牽引企業創出事業に係るロゴマーク制作業務

2 事業目的

人口減少局面への突入による経済規模の縮小と生産年齢人口の減少が見込まれる中、他都市と比較して一人あたり市内総生産が低い札幌市において、持続的な経済成長を実現するには、市内経済を下支えする中小企業への支援はもとより、高い付加価値を生み出す企業の創出が必要である。

このような企業を創出するためには、これまでの市内中小企業への産業横断的な支援に加え、大きく成長することが見込まれ、市内経済を牽引していくことを目指す中小企業に対して、産学官の様々なリソースを活用し、成長に向けた集中的な支援を行うことが効果的である。

本市では、市内経済を牽引する企業を創出する事業（以下「札幌未来牽引企業創出事業」とする。）を実施することとしている。その支援内容の一環として、支援対象として認定した企業（以下「認定企業」とする。）が人材や新たな商機等を獲得できるよう、認定企業群を一つのパッケージとして対外的に周知していくこと、及び成長目標を達成した企業（以下「達成企業」とする。）が累積していることを周知していくことで、その他の市内企業を含めて成長に向けた機運が醸成されるように効果的なプロモーションを図っていくことを検討している。

本業務は、札幌未来牽引企業創出事業の創設にあたり、成長を目指す市内企業のシンボルとなるロゴマークの制作を行うもので、今後数年間、支援対象として認定を受けた企業が一定のルールのもと広報戦略に活用できることを目的とするものである。

3 事業内容

(1) ロゴマークの制作

認定企業であることを示すロゴマーク（以下「認定ロゴ」という。）を制作すること。なお、認定企業は「SAPPORO NEXT LEADING 企業」と呼称する。

加えて、達成企業であることを示すロゴマークを、認定ロゴとの連続性がイメージできるデザインで制作すること。なお、達成企業は「SAPPORO LEADING 企業」と呼称する。

なお、両ロゴマークは、イメージを図案化したシンボルマークと、呼称を示す文字を装飾的に意匠化したロゴタイプで構成したものとする。

なお、制作にあたっては両ロゴマーク共に以下の観点を表現すること。

- ・ 地域経済を牽引していくことがイメージできるデザインであること。
- ・ 成長がイメージできるデザインであること。

- ・ 札幌市の特徴（風土、自然、歴史、文化、風景、動植物等）が表現されたデザインであること。
- ・ 配色は「白」「黄」「緑」系統の色を中心として効果的に使用することとし、モノクロで印刷した場合であっても、視認性が高く両ロゴマークの区別ができるデザインとすること。

ア 成果物

- ・ 刷り色：4色カラー
- ・ ファイル形式：Adobe illustrator ファイル及び JPG ファイル

イ 提出期限

令和5年9月下旬

(2) ガイドラインの作成

上記(1)のロゴマーク使用時における以下の項目に係るレギュレーションを定めたガイドラインを作成すること。

- ・ ロゴマークに係るコンセプトの説明
- ・ 4色カラー印刷・モノクロ印刷・WEB の場合の色指定
- ・ 余白の指定
- ・ 最小使用サイズの指定
- ・ 禁止事項の例示

ア 成果物

- ・ 判型：A4 判
- ・ 刷り色：4色カラー
- ・ ページ数：内容に応じて対応すること
- ・ ファイル形式：Word 版

イ 提出期限

令和5年11月下旬

(3) 先行商標調査

上記(1)で制作したデザインが商標登録されていないか調査を行い、報告書を提出すること。

ア 成果物

- ・ 判型：A4 判
- ・ 刷り色：モノクロ
- ・ ページ数：内容に応じて対応すること
- ・ ファイル形式：Word 版

イ 提出期限

令和5年11月下旬

(4) 商標登録

委託者との協議を経て完成した認定ロゴについて、特許庁に出願し商標登録を行うこと。なお、出願及び登録に要する費用については、受託者が負担するものとする。

る。

4 知的財産権等

- (1) 受託者は本業務の成果に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の成果の著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は委託者に対し、本業務で制作したものが第三者の著作物、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、札幌市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、委託者が成果物の商標・意匠の出願・登録をすることを認めること。

5 その他

- (1) 制作にあたっては本市の「広報に関する色のガイドライン改訂版」に則ること。
- (2) 本契約の履行にあたっては、委託者と受託者の連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議してこれを処理すること。
- (3) 本契約の履行に係る打ち合わせ、資料その他については、外部に漏洩がないように注意すること。また委託者が提出する資料を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (4) 委託業務の実施にあたっては環境に配慮し、紙資源やエネルギーの節約、リサイクルの推進等に努めること。

6 履行期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月29日(金)

7 委託者担当部局

〒060-0811 札幌市中央区北1条西2丁目(市役所本庁舎15階北)

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 中川、亀苔(かめのり)

電話：011-211-2352 FAX：011-218-5130